## 財 産 目 録

令和5年3月31日 現在

1:法人会計 (単位:円) 場所・物量等 貸借対照表科目 取得年度 使用目的等 取得価額 減価償却累計額 貸借対照表価額 資産の部 流動資産 現金預金 運転資金として 96.148.519 事業未収金 2月、3月障害児施設給付金 100,965,877 立替金 社会保険料差額分立替 1,365,230 前払費用 自動車保険、児童保険 656,981 流動資産合計 199,136,607 固定資産 (1) 基本財産 第 1 種社会福祉事業児童養護 土地 (光明童園(拠点区分) 20,814,896 施設光明童園に使用している 第1種社会福祉法人湯出光明 (湯出光明童園(拠点区分) 6,823,500 童園に使用している 第1種社会福祉事業児童養護 建物 (光明童園(拠点区分) S 52 239,977,900 146,111,992 93,865,908 施設光明童園に使用している 第1種社会福祉事業児童養護 施設湯出光明童園に使用して (湯出光明童園(拠点区分) 0040100 204,358,618 95,741,279 108,617,339 いる 第2種社会福祉事業児童発達 (児童発達支援センターに H 19 支援センターにこにこに使用 10,988,354 8,189,592 2.798.762 こにこ(拠点区分)) している 基本財産合計 232.920.405 (2)その他の固定資産 第1種社会福祉事業児童養護 施設光明童園として使用して 土地 (光明童園(拠点区分)) 8,800,000 いる 第1種社会福祉事業児童養護 施設湯出光明童園として使用 (湯出光明童園(拠点区分)) 300,000 している 9.100.000 小計 第 1 種社会福祉事業児童養護 施設光明童園として使用して 建物 (光明童園(拠点区分)) H 23 1,974,516 624,049 1,350,467 いる 第1種社会福祉事業児童養護 (湯出光明童園(拠点区分)) H 23 施設湯出光明童園として使用 2.443.238 642,235 1.801.003 している 第2種社会福祉事業児童発達 (児童発達支援センターに H16 支援センターにこにことして 2.259.508 2.188.857 70.651 こにこ(拠点区分)) 使用している 3,222,121 入所者の生活の為に使用して 11,297,700 構築物 下水道配管、非常階段他 43,848,259 32,550,559 いる(非常階段等) 入所者の生活の為に使用して 機械及び装置 エコキュウトウ他 7,290,856 6,295,171 995,685 いる (エコキュウトウ等) トヨペットステップゴン他 車輌運搬具 入所者使用 30,520,660 25,026,692 5,493,968 5台 器具及び備品 36,105,467 エアコン、蒸し器他 43,663,074 7,557,607 電話機リース 有形リース資産 9,780,912 7,595,208 2,185,704 権利 電話2074他 温泉、電話 5,165,031 ソフトウェア パソコンソフト パソコンソフト 1,201,100 771,890 429,210 無形リース資産 NDソフトウエ 12,872,040 9,094,522 3,777,518 能本県社規福祉協議会 退職給付引当資産 職員退職共済掛け金 53,127,360 人件費積立資産 肥後銀行水俣支店他 将来の人材確保のため 36,518,220 肥<u>後銀行水俣支店他</u> 施設整備積立資産 将来の施設整備のため 36.000.190 その他の固定資産合計 174,870,314 407,790,719 固定資産合計 資産合計 606.927.326 負債の部 流動負債 事業未払金 3月分社会保険料他 24.316.209 1年以内返済予定設 独立行政法人社会福祉医療 5,442,000 備資金借入金 機構 1年以内返済予定リ 電話機リース他 2,499,240 - ス債務 預り金 卒園生助成金他 職員預り金 3月分退職共済掛金 1,491,615 賞与引当金 39,121,025 流動負債合計 72.870.089 固定負債 独立行政法人社会福祉医療 設備資金借入金 24,178,000 機構 リース債務 電話機リース他 3,463,982 退職給付引当金 53,127,360 固定負債合計 80,769,342

負債合計

差引純資産 453,287,895

## (記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。

なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。

- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄を記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。 また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輌運搬具のには会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。